

# 中標津町 地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画  
再犯防止推進計画

《令和8年度～令和12年度》

## 概要版



令和8年3月  
中標津町

# ● 計画策定にあたって

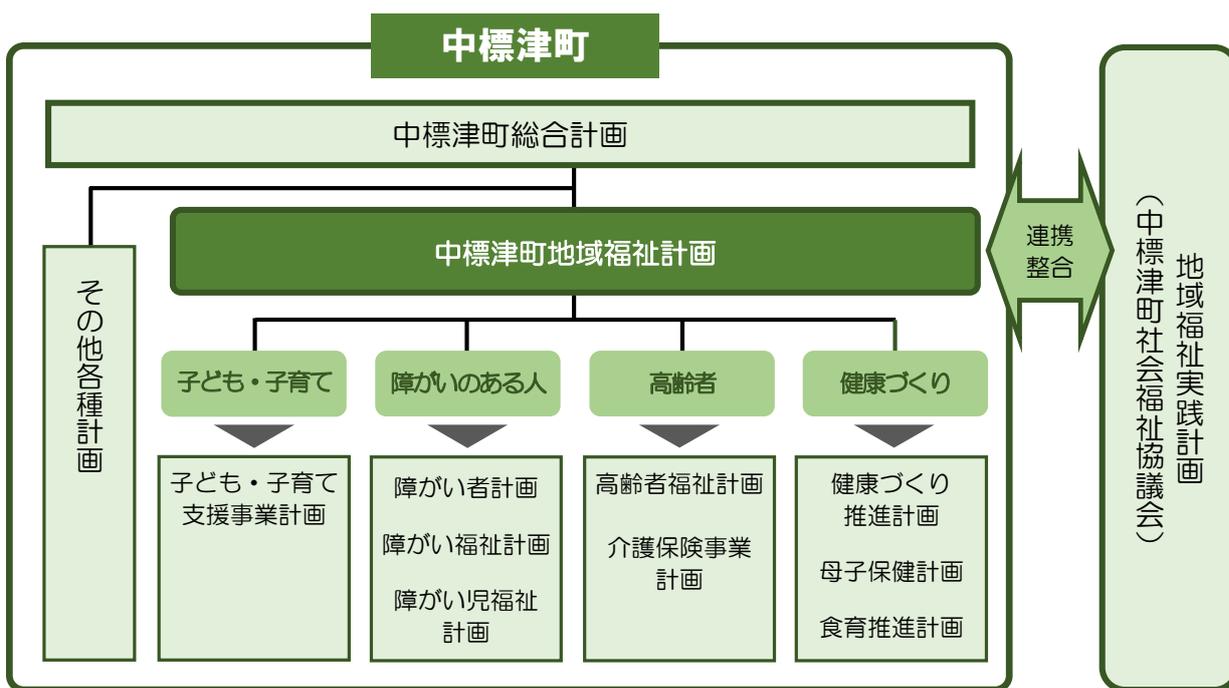
## 1 計画の根拠と位置付け

「中標津町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置付けるとともに、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」としても位置付け、分野横断的な取組を一体的に推進します。

本計画は、本町の最上位計画である「中標津町総合計画」で定めた方針に沿って策定する個別計画の一つで、本町の地域福祉施策の方向性を示したもので、子ども子育て支援、障がい福祉、高齢者福祉、健康増進に関する各個別計画の上位計画として位置付けます。

### ■関連する計画との関係



## 2 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、計画の最終年度である令和12年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

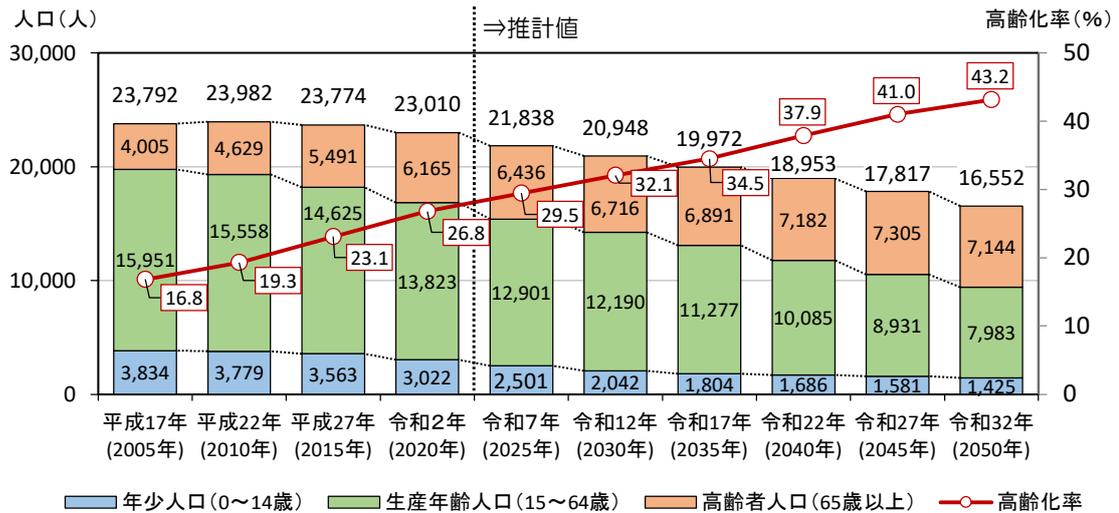
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
中標津町地域福祉計画					次期計画

# ● 中標津町の現況

## 1 総人口の推移

本町の総人口は今後も減少することが予測されており、令和17年に2万人を割り込み、令和32年には16,552人になると見込まれます。また、高齢者人口（65歳以上）の割合は上昇し、令和32年には43.2%になると予想されています。

### ■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移

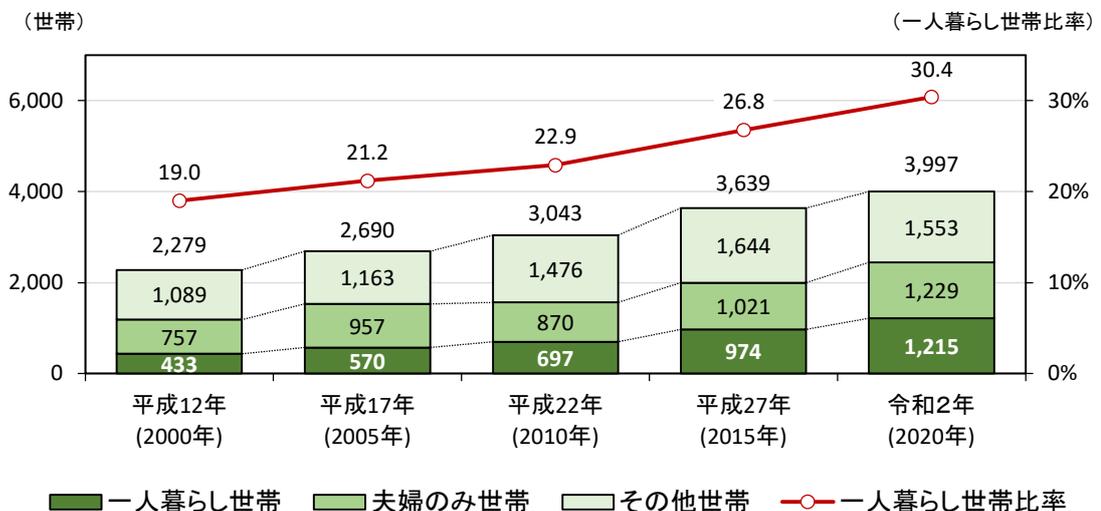


出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

## 2 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯の世帯類型をみると、一人暮らし世帯、夫婦のみ世帯、その他世帯のいずれも増加していますが、高齢者世帯に占める一人暮らし世帯の割合は令和2年には30.4%（1,215世帯）となっています。

### ■ 世帯類型別高齢者世帯の推移



出典：国勢調査

# ● 計画の基本的考え方

## 1 基本理念

本計画の上位計画である「第7期中標津町総合計画」では、「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津 ～住みたいまち 住み続けたいまち～」を将来像に掲げ、福祉分野の基本目標として「安心と生きがいを感じるまちづくり」を設定し、様々な福祉施策を推進してきました。

これらの将来像や福祉分野の基本目標を念頭に置くとともに、「つながり」と「支えあい」をキーワードとして、本計画の基本理念を下記のとおり設定します。

**《基本理念》**  
**「つながり」と「支えあい」で**  
**みんなが安心して暮らせるまち なかしべつ**

## 2 基本目標

### 基本目標1 支えあいがつながる福祉の基盤づくり

地域福祉の大切さについて、住民に継続して啓発します。世代を超えて様々な住民が知りあい、地域での活動等への一歩につながるよう参加の機会・きっかけづくりとともに、人づくりに取り組みます。

また、町民全員が自分にあった方法でともに支えあい、気負うことなくボランティア活動等に参加できるような動機付けや方策などを検討し、支えあい活動への幅広い町民の参加を推進します。

### 基本目標2 福祉サービスにつながる仕組みづくり

町民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスに容易にアクセスできるよう分かりやすい情報提供に努めます。

また、障がいのある人や高齢者などの様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・介護・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員相互の連携を支援します。

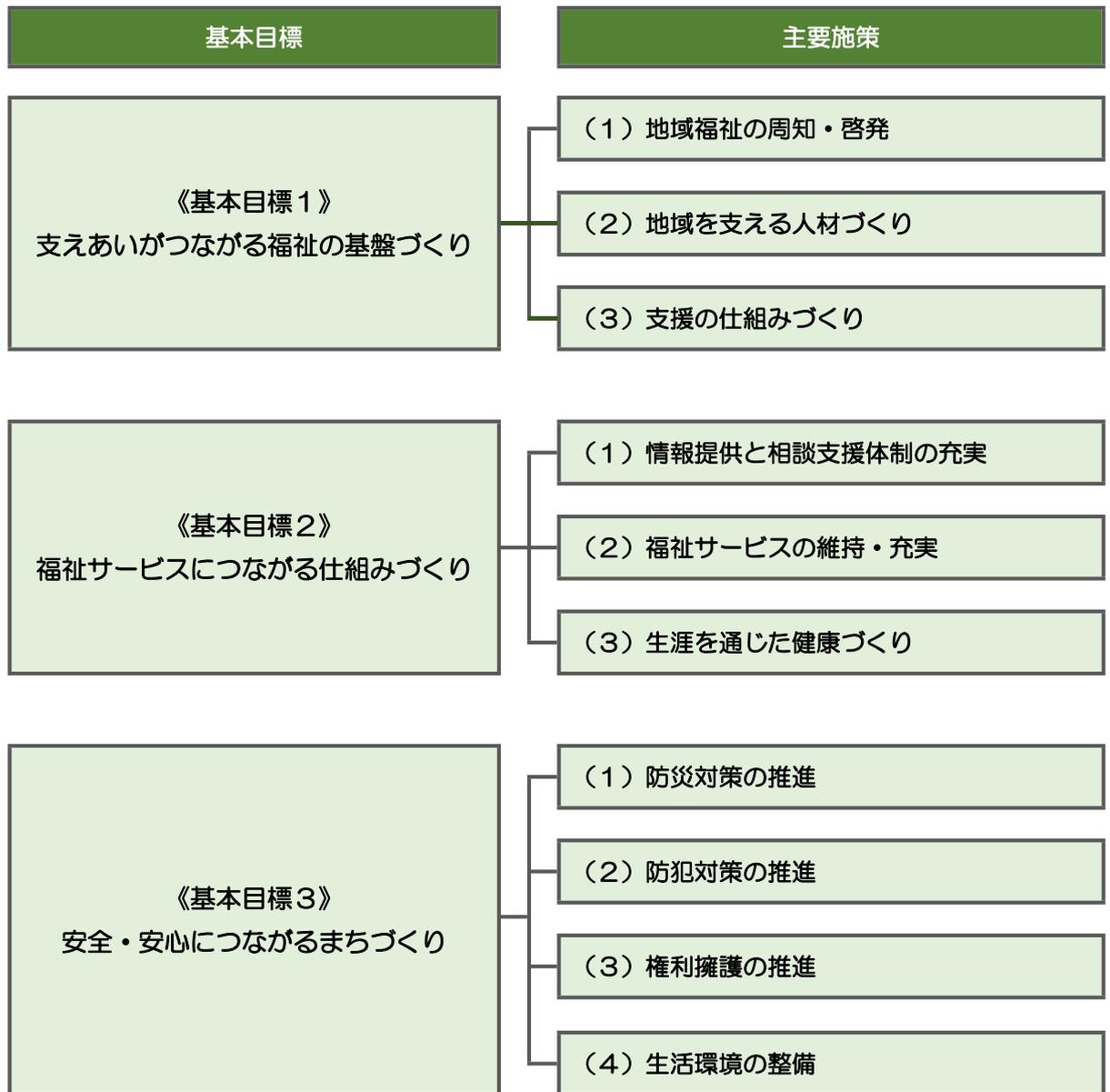
### 基本目標3 安全・安心につながるまちづくり

すべての町民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において支援を要する高齢者、障がいのある人、乳幼児等いわゆる要配慮者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、町民のいのちと暮らしを守り、誰もが暮らしやすい環境づくりに向け、権利擁護や再犯防止対策の取組を推進するとともに、利用者に配慮したハード整備や地域交通の充実に努めます。

### 3. 施策の体系

「つながり」と「支えあい」で  
みんなが安心して暮らせるまち なかしべつ



## 4. 重点施策

本計画の計画期間において重点的に取り組む施策を次のとおり定めます。

### 重点施策

#### 1

### 自助・共助の意識向上を通じた地域防災力の向上

行政による防災対策を計画的に推進するとともに、自分の身を自分で守る「自助」の意識向上と、地域で助け合う「共助」の体制の充実を図ります。

《主な取組・事業》

- 様々な媒体を活用した町民に対する防災知識の普及・啓発
- 地域防災リーダーや防災士等との連携による自助・共助の周知・啓発

《参考：中標津町総合計画での成果指数》

指 標	基準値	中間実績	目標値
日頃から家庭で災害への備えをしている人の割合（まちづくり町民アンケート）	57.4% （令和2年度）	54.5% （令和6年度）	70.0% （令和12年度）

### 重点施策

#### 2

### 地域福祉を担う人材の育成と活動支援

民生委員・児童委員をはじめ、社会教育士や生活支援コーディネーター、地域防災リーダー、地域コーディネーターを配置し、地域福祉を担う人材の確保や活動支援を行います。

《主な取組・事業》

- 町内会や町民活動団体、民生委員・児童委員等の活動支援
- 人材育成に向けた研修や講座の実施支援

《参考：中標津町総合計画での成果指数》

指 標	基準値	中間実績	目標値
地域活動・ボランティア活動に参加している人の割合（まちづくり町民アンケート）	22.3% （令和2年度）	17.3% （令和6年度）	25.0% （令和12年度）

### 重点施策

#### 3

### 情報提供と相談支援体制の充実

支援やサービスが必要な人が必要な情報を得て、必要なサービスを利用できるよう、分かりやすい情報提供に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

《主な取組・事業》

- 様々な媒体を活用した福祉サービスに関する情報提供
- 身近な相談窓口の充実と専門機関との連携強化

《参考：中標津町総合計画での成果指数》

指 標	基準値	中間実績	目標値
高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていると感じる人の割合（まちづくり町民アンケート）	51.2% （令和2年度）	40.5% （令和6年度）	60.0% （令和12年度）

## 5. 地域福祉を担う各主体の役割

---

### (1) 町民の役割

---

個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。

そのため、あいさつや声かけ、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心かけ、町内会への加入や地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わりましょう。

### (2) 企業の役割

---

企業自身が地域社会の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、従業員が仕事と家庭を両立させながら、地域活動などにも参加できるような職場環境を整備することも期待されます。また、高齢者や障がいのある人等が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進が求められます。

### (3) 町内会及び町民活動団体の役割

---

町内会等の地域団体やNPO法人や任意団体、ボランティア団体等の町民活動団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。

特に住民に身近な団体としての特長を活かして活動する中で地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには中標津町社会福祉協議会や行政との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

### (4) 福祉サービス事業者の役割

---

福祉サービス事業者は、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員、町内会など他の主体との連携を図るとともに、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

### (5) 社会福祉協議会の役割

---

中標津町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては町民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、地域福祉実践計画における施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

### (6) 行政の役割

---

行政は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、町民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、中標津町社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。

また、保健・医療・福祉・介護の関係各課のほか、教育分野、建設分野、防犯・防災分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

# ● 中標津町成年後見制度利用促進基本計画

## 1 現状と課題

本町では、「中標津町成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度に関する相談や利用支援、手続き支援を行っているほか、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成などを行っています。

今後は、高齢者数の増加だけでなく認知症高齢者数も増加することが見込まれるため、成年後見制度など判断能力が不十分な町民を支える制度の利用促進と担い手の育成の重要性が増してくると考えられます。

## 2 取組の基本的な方向

成年後見制度を必要とする人が円滑に制度を利用できるようにするため、3つの基本方向を定めて成年後見制度の利用促進に係る取組を推進します。

### 基本方向1 成年後見制度を利用しやすい体制づくり

成年後見制度の利用促進を図るため、支援を必要とする人が身近な地域で適切な情報提供と相談を受けられる体制を整備します。

また、町長申立の適切な実施や、成年後見制度利用支援事業の活用を推進し、経済的な理由などから制度利用をためらうことがないよう支援します。

### 基本方向2 権利擁護の地域連携ネットワークづくり

権利擁護に関する専門的助言や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関である中核機関（中標津町成年後見支援センター）を設置し、医療、福祉、司法等の多職種が連携し、制度を必要としている本人を地域全体で支える仕組みを構築します。

### 基本方向3 成年後見制度を支える人材の育成

市民の視点を活かした支援を行う市民後見人を養成し、その活動を支援する体制を整備することで、後見人等の担い手確保に努めます。

また、後見人や市民後見人等が安心して適切な支援を行うことができるよう、中核機関（中標津町成年後見支援センター）が中心となってサポートを行います。

# ● 中標津町再犯防止推進計画

## 1 現状と課題

---

罪を犯した人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。

そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその方の社会復帰を支援することが必要とされています。

これらの状況を踏まえ、防犯対策として多様化・巧妙化する犯罪から町民を守るための取組を継続するとともに、再犯防止にかかる町民への啓発活動や保護司会等との連携を通じて罪を犯した人等が再び罪を犯さないよう、犯罪や非行のない地域づくりのために支援していくことも重要な取組となります。

## 2 取組の基本的な方向

---

罪を犯した人等が地域で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、3つの基本方向を定めて再犯防止に係る取組を推進します。

### 基本方向1 関係機関との連携による支援の充実

---

保護司会や更生保護女性会等の更生保護関係団体を支援するとともに、標津地区更生保護サポートセンターの運営に協力します。

### 基本方向2 広報・啓発活動の推進

---

法務省主唱で保護司会が中心となって行っている「社会を明るくする運動」を展開し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生に対する町民の理解促進に取り組みます。

### 基本方向3 安定した生活の確保

---

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、罪を犯した人等の社会復帰や地域生活への定着を支援する北海道地域生活定着支援センターとの連携を図ります。

# 中標津町地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画  
再犯防止推進計画



発行：北海道 中標津町  
令和8年3月

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333  
<https://www.nakashibetsu.jp/>